

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

## 環境農政常任委員会資料

(令和4年6月24日付託分)

環 境 農 政 局

## 目 次

### 令和4年度6月補正予算

I	令和4年度6月補正予算総括表【環境農政局関係】	1
II	令和4年度6月補正予算の概要【環境農政局関係】	2
議案（条例その他）		
III	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要	9
IV	大船フラワーセンターの指定管理者の指定の概要	11

# I 令和4年度6月補正予算総括表【環境農政局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

科 目 内 訳	令 和 4 年 度			
	当 初 予 算 额 A	6月補正 予 算 额 B	6月現計 予 算 额 C=A+B	備 考
(款) 環 境 費	11,192,711	20,431	11,213,142	
(項) 環 境 管 理 費	8,096,577	20,431	8,117,008	
(項) 環境保全対策費	1,396,876	—	1,396,876	
(項) 自 然 保 護 費	1,699,258	—	1,699,258	
(款) 農林水産業費	15,979,861	1,872,941	17,852,802	
(項) 農 業 費	1,440,685	291,909	1,732,594	
(項) 畜 产 業 费	419,806	916,341	1,336,147	
(項) 農 地 費	2,351,223	379	2,351,602	
(項) 林 業 費	9,342,667	13,375	9,356,042	
(項) 水 产 業 費	2,425,480	650,937	3,076,417	
(款) 災 害 復 旧 費	544,259	—	544,259	
(項) 農林水産施設 災害復旧費	544,259	—	544,259	
一 般 会 計 計	27,716,831	1,893,372	29,610,203	

(特別会計)

特 別 会 計 計	9,002,579	—	9,002,579	
-----------	-----------	---	-----------	--

環 境 農 政 局 計	36,719,410	1,893,372	38,612,782	
-------------	------------	-----------	------------	--

## II 令和4年度6月補正予算の概要【環境農政局関係】

### 1 中小規模事業者への支援について

3款 環境費 1項 環境管理費

省エネルギー対策支援事業費

#### (1) 目的

中小規模事業者の脱炭素化への取組や原油価格高騰への対応を支援する。

#### (2) 内容

省エネ診断で提案された設備の導入に対する補助を追加措置する。

#### (3) 予算額 20,431千円

## 2 農業者への支援について

7款 農林水産業費 1項 農業費

### 新 農業物価高騰対応費補助

#### (1) 目的

肥料及び燃油等価格高騰の経営への影響を最小限にするとともに、脱炭素に向けた取組を推進する。

#### (2) 内容

農業者の省エネ機器等の導入及び肥料購入費の負担増に対して補助するとともに、国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入に必要な施設園芸農家の積立金に対して補助する。

#### (3) 予算額 291,909千円

### 3 畜産業者等への支援について

7款 農林水産業費 2項 畜産業費

#### 新 畜産業物価高騰対応費補助

##### (1) 目的

畜産業者等へ飼料等価格高騰に対する支援を行う。

##### (2) 内容

畜産農家の飼料購入費や光熱費の負担増に対して補助するとともに、SDGsの取組としてエコフィードの活用に向け、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングを行う。

また、県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。

##### (3) 予算額 916,341千円

#### 4 農業水利施設への支援について

7款 農林水産業費 3項 農地費

##### （新）農地物価高騰対応費補助

###### （1）目的

県有土地改良財産を管理している土地改良区等に対し、価格高騰による燃料費や光熱費等の必要経費増加分を支援し、農業水利施設の適切な運用を図る。

###### （2）内容

県有土地改良財産の管理者である土地改良区等における水利施設管理費の負担増に対して補助する。

###### （3）予算額 379千円

## 5 きのこ生産者への支援について

7款 農林水産業費 4項 林業費

### 新 林業物価高騰対応費補助

#### (1) 目的

きのこ生産者へ燃油価格高騰に対する支援を行う。

#### (2) 内容

きのこ生産者の燃料費の負担増や省エネ機器導入に対して補助する。

#### (3) 予算額 13,375千円

## 6 漁業者への支援について

7款 農林水産業費 5項 水産業費

### （新）漁業物価高騰対応費補助

#### （1）目的

燃油の価格高騰に対して支援を行い、漁業経営への影響の緩和を図るとともに、省エネ機器の導入により、燃油消費量の削減による漁業経営への影響緩和、並びに漁業生産における脱炭素化を図る。

#### （2）内容

燃油の価格高騰に伴う漁船の燃料費の増加分や、漁業者の漁船用省エネ型エンジンの導入に対して補助する。

#### （3）予算額 650,937千円

【予算に関する説明書 20頁】

## 7 令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					千円	千円	千円
大船フラワーセンター指定管理費	533,776	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 4 年 度 ～ 令 和 9 年 度	533,776	県 債	—	—
					そ の 他	—	—
					一般財源	533,776	

### III 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 改正の趣旨

プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進するための根拠規定や、事業者、県民の責務規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 条例の名称等の見直し

資源の循環的な利用等の推進に係る内容の拡充を図ることから、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の推進」を追加する。

（第1条関係）

##### (2) 県の責務の追加

プラスチックをはじめとする資源の循環的な利用等の推進や美化活動の拡大等を図るため、プラスチック資源循環推進等計画の策定など、県の責務を追加する。（第3条、第3条の2及び第9条の2関係）

##### (3) 事業者及び県民の責務の追加等

###### ア 地域における美化活動への協力

事業者や県民の責務として、県及び市町村が実施する美化活動の推進に関する施策への協力について追加する。（第4条及び第6条関係）

###### イ ポイ捨て禁止規定に係る例示記載の見直し及び廃棄物の散乱防止

ポイ捨て禁止の対象とするごみの例示として、空き缶、空き瓶等に加えて、「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋」を追加するとともに、ごみを捨てる際の廃棄物の散乱防止に関する規定を追加する。（第7条関係）

##### (4) 産業廃棄物の保管場所の届出の適用除外の拡大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の認定（親子会社認定）を受けた複数の事業者が一体として処理を行う場合は、当該産業廃棄物の保管場所については、条例に基づく保管場所の届出を不要とする。（第10条関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行う。（第2条～第6条、第8条、第9条、第12条、第13条及び第14条関係）

### 3 施行期日、経過措置及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(4)については令和4年8月1日。

(2) 経過措置

前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項又はこの条例による改正後の神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であって、同条第2項第5号に該当することとなるものについては、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(3) 事務処理の特例に関する条例の一部改正

別表31の2の項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同項(8)から(10)までの規定中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

## IV 大船フラワーセンターの指定管理者の指定の概要

### 1 指定の趣旨

神奈川県立大船フラワーセンターライフ条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

### 2 指定の内容

(1) 施設の名称	大船フラワーセンター
(2) 指定管理者	
ア 名称	アメニス大船フラワーセンターグループ
イ 主たる事務所の所在地	東京都港区三田四丁目 7番27号
(3) 指定期間	
	令和5年4月1日から
	令和10年3月31日まで